

消費者行政の推進について

近年、消費者を取り巻く環境は、多種多様なサービスが利用でき利便性が向上する一方で、詐欺や悪質商法などの手口も一層巧妙になり、消費者トラブルは複雑化・多様化しています。

こうした状況を受けて、日出町では、平成21年度から消費相談窓口を設置して、消費生活相談体制の充実に取り組んでいます。契約に関するトラブルや悪質商法による被害などの様々な相談に、専門の相談員が応じています。契約に関するトラブルや判断がつかないときは、ひとりで抱えこまず、本町の消費生活窓口にご相談ください。

また、高齢者を標的とした悪質商法の増加が顕著になっています。高齢消費者の二次被害防止のため、平成25年度に消費者庁のモデル事業として行った電話見守り事業を平成26年度以降も継続して実施しています。高齢者ご本人だけでなく、ご家族や周りの方々に日頃から高齢者の様子を気にかけていただき、地域の関係機関と連携して、被害を未然に防止する必要があります。

昨年4月には、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。若者や未成年者を悪質商法による被害から未然に防止するために、庁舎内にポスターやチラシの掲示をするなどの啓発活動を行っています。

日出町では、町民のみなさまの日常生活の安心と安全を確保するために、継続的に消費者行政の一層の充実に努めてまいります。

令和5年1月

日出町長 本 田 博 文

